令和3年度 下限。正可转

恩納村の農地又は採草放牧地の権利を取得するには、権利取得後の面積を含めて

 $50a(7-\mu) = 5,000 \text{ m}^2$

以上の経営面積が必要です。

農地法施行規則第17条第1項の適用について 【方針】<u>現行の下限面積50aの変更は行わない。</u> 【理由】2015農林業センサスで、管内の農家で50a以上の農 地を耕作している農家が全農家数の4割を下回らないた め。

※<u>平成21年12月施行の改正農地法により、</u>農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、 市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で<u>別段の面積を定め、</u>農林水 産省令で定めるところにより、<u>これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下</u> 限面積として設定できることになりました。農業委員会は、<u>毎年、下限面積(別段の面積)の設定</u> 又は修正の必要性について審議することとなっております。

※農地の<u>権利を取得しようとする者又はその世帯員等</u>が農地の**取得後**において<u>耕作の事業に供すべき農地の面積の合計</u>及びその**取得後**において<u>耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計</u>が、<u>いずれも上記の面積に達しない場合には、</u>許可できません。